

テーマC 「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」を踏まえた各都市の対応状況等について

資料10

<p>本テーマを議題として挙げたいと考えた理由 (大阪市様より)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」において、所有外資産の財務書類上の具体的な取扱いが示されたところです。</li> <li>・そこで、次の事項について、各都市の対応状況等についてお聞きしたく、議題にしてほしいテーマとして回答しました。</li> </ul>
<p>意見交換したい事項 (大阪市様より)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有外資産について</li> <li>① 独自基準の財務諸表を作成している自治体は、独自基準を組替えて統一的な基準の財務書類を作成していると思うが、ワーキンググループの検討結果を受けて、今後独自基準、統一的な基準における所有外資産をどのように取扱っていくか、現時点での方向性をお聞かせいただきたい。</li> <li>② ①の取扱いに係るスケジュール等をお聞かせいただきたい。</li> <li>③ ①・②について現時点で把握している課題等があればお聞かせいただきたい。</li> </ul>
<p>東京都</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 都の所有外管理資産の取扱いは独自基準では資産概念に馴染まないためオフバランス</li> <li>・一方、統一的な基準においては、国道・河川のみを対象としてBSに計上する予定 (独自基準における対象費用を別途管理し、組み替えることで対応予定)</li> <li>② 昨年度中に所有外管理資産の試算を実施。正式な算定に向け庁内検討を継続中</li> <li>・適用時期は、総務省から示されていないため未定だが、令和6年度決算以降を想定</li> <li>③ 独自基準の組替え対応に伴う事務負担の増加</li> <li>・所有外管理資産の認識・測定にあたり、完全性は担保できず、精度の限界もある。</li> <li>・地方自治法上の財産にあらず、庁内において総合調整を行う部署が存在しない。</li> </ul>
<p>大阪府</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 独自基準、統一的な基準それぞれの取り扱いの変更要否等について、今後検討予定です。</li> <li>② 検討状況によるため、現時点では未定です。</li> <li>③ 固定資産台帳(公有財産台帳)について、別の課が所管しているため調整が必要となります。</li> </ul>
<p>新潟県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務省において統一的な基準が改定された場合、当該改定内容に沿って適切に対応することとなると考えている。</li> <li>②③ 現時点で具体的なスケジュール等は確定していないが、資産の計上方法等の検討に当たり、総務省のマニュアル改定等の動向を注視していきたいと考えている。</li> </ul>
<p>愛知県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 独自基準はすでに県が管理する国有資産を計上しているため変更なし</li> <li>統一的な基準は所有外管理資産を計上する予定 (R4決算から参考版として公表済)</li> <li>② 統一的な基準の改正時期によるため未定</li> <li>連結財務書類を作成している総務局と調整が必要</li> <li>③ 所有外管理資産の表示方法 (一段書きか、二段書きか)</li> <li>所有外管理資産が有形固定資産の下にあるが、愛知県の場合「地上権」もある</li> <li>所有外管理資産に関する行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書の取扱い方法について記載がない</li> </ul>
<p>町田市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①今のところ検討はしておりません。現状としては道路資産について、民地認定 (= 民地を道路法上の区域として指定したもの) を計上しています。</li> </ul>

大阪市	<p>① 今後実施する本市の状況調査の結果や公認会計士の意見等を踏まえ、必要に応じて、市基準及び統一的な基準の財務諸表に所有外資産を計上する必要があると考えています。</p> <p>② ①の取扱いに係る進め方は、「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」における所有外資産の財務書類上の具体的な取扱いを精査し、本市の状況調査を行い、調査結果を検証のうえ、公認会計士の意見等を踏まえ、本市の対応方針を検討する。</p>
江戸川区	<p>① 所有外資産を保有しておらず未検討。</p> <p>② ③ 上記の理由により、未回答。</p>
吹田市	所有外資産の該当がありません。
郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現段階では所有外資産という管理をしていない。</li> <li>・ 今後も対応予定なし。</li> </ul>
荒川区	<p>① 市町村レベルでは、所有外管理資産について、財務書類や指標への影響に応じて計上しないことを許容しているため、今後、重要性について検討し、計上するか判断する。</p> <p>② 上記のとおり</p> <p>③ 今後計上するか判断するが、具体的な資産額についての算出が相当に困難であろうと推察している。</p>
福生市	当市においては、所有外資産は有していないため取扱い等の検討はしていません。
八王子市	<p>① 「都道府県、指定都市が管理する指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川以外の重要性の乏しい資産」については、各団体における財務書類や指標への影響に応じて計上しないことを許容されていることから、「計上しない」方向性で対応することを検討中。</p> <p>② -</p> <p>③ 「その他の所有外資産」の定義が不明のため、対象となる案件の抽出が困難である。</p>
中央区	① 本区においては、河川や道路の所有外資産はありません。
世田谷区	現時点では所有外資産がないので、特に検討していない。
品川区	① 現時点では検討していない
渋谷区	① 現時点での方向性は未定
板橋区	<p>① 関係主管課と協議・検討していく予定。市区町村の「その他所有外管理資産」の重要性の乏しい資産については、各団体における財務書類や指標への影響に応じて計上しないことを許容されるため、現状の把握と計上の有無を検討していく。</p> <p>② 国からのスケジュールが提示されていないため、不明。直近では、関係主管課へ情報提供など連携していく。</p> <p>③ 所有外資産について、現時点では、一覧表などで把握していないこと。</p>
習志野市	所有外管理資産の有形固定資産としての資産計上については、現時点では未検討です。